

答弁書第二二二二号

内閣参質一九六第二二二二号

平成三十年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員古賀之士君提出政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する第三回質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員古賀之士君提出政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、その調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「クッキーの使用により各府省が取得した情報」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、各行政機関が取得した情報が、仮に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報に該当するものであれば、同法第十二条第一項の規定による開示の請求の対象となる。

